

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

由布市は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県由布市長

公表日

令和4年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、保険料賦課管理、収納・滞納管理に関する被保険者の登録、申請及び届出の受付、納付書、督促状、催告書の発行等の事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 還付金の支給に際しては、公的給付支給等口座(以下「公金口座受取情報」という。)の利用を希望した場合に限り、当該者の公金口座受取情報を取り扱う。 【内容】 1. 後期高齢者医療広域連合への情報提供 2. 後期高齢者医療被保険者資格の管理 3. 後期高齢者医療被保険者への保険給付管理 4. 後期高齢者医療保険料の賦課管理 5. 後期高齢者医療保険料の納入・滞納の管理 6. 後期高齢者医療保険料の還付
③システムの名称	・後期高齢者システム ・大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ・団体内統合宛名管理システム ・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

・課税情報ファイル ・公金受取口座情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条及び別表第一の59の項 ・平成26年内閣府・総務省令第5号第46条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の82の項(照会)、別表第二の83の項(提供) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第2条第2項及び9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和三年デジタル庁令第10号)第2条第25号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保険課
②所属長の役職名	保険課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	保険課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111
-----	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 7 請求先 ②所属長	総合政策課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111	総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111	事後	組織再編に伴う変更のため。
平成29年6月1日	I 8 連絡先 請求先	保険課 〒879-5192 大分県由布市湯布院町川上3738番地1 Tel0977-84-3111	保険課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111	事後	組織再編に伴う変更のため。
平成29年6月1日	I 5 ②所属長	保険課長 曾根崎 秀一	保険課長 佐藤 厚一	事後	人事異動に伴う所属長変更のため。
平成29年10月30日	評価実施機関名	由布市長 首藤 奉文	大分県由布市長	事後	市長名の削除
令和1年5月10日	新様式への変更			事後	
令和3年9月15日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月15日	II 1 対象人数	平成27年6月30日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月15日	II 2 取扱者数	平成27年6月30日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日	I 1 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、保険料賦課管理、収納・滞納管理に関する被保険者の登録、申請及び届出の受付、納付書、督促状、催告書の発行等の事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 【内容】 1. 後期高齢者医療広域連合への情報提供 2. 後期高齢者医療被保険者資格の管理 3. 後期高齢者医療被保険者への保険給付管理 4. 後期高齢者医療保険料の賦課管理 5. 後期高齢者医療保険料の納入・滞納の管理	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、保険料賦課管理、収納・滞納管理に関する被保険者の登録、申請及び届出の受付、納付書、督促状、催告書の発行等の事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 還付金の支給に際しては、公的給付支給等口座（以下「公金口座受取情報」という。）の利用を希望した場合に限り、当該者の公金口座受取情報を取り扱う。 【内容】 1. 後期高齢者医療広域連合への情報提供 2. 後期高齢者医療被保険者資格の管理 3. 後期高齢者医療被保険者への保険給付管理 4. 後期高齢者医療保険料の賦課管理 5. 後期高齢者医療保険料の納入・滞納の管理 6. 後期高齢者医療保険料の還付	事前	
令和4年12月27日	I 2 特定個人情報ファイル名	・課税情報ファイル	・課税情報ファイル ・公金受取口座情報ファイル	事前	
令和4年12月27日	I 4 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号、別表第二の46の項（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号、別表第二の27,42,45の項	番号法第19条第8号 別表第二の82の項（照会）、別表第二の83の項（提供） 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第2条第2項及び9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）第2条第25号	事前	